

論文

「分村」の戦後史

—下伊那地域を事例に—

安 岡 健 一

はじめに

一 満洲開拓史認識の現在

本稿は、敗戦直後から高度成長期以前の時期の「分村」移民の送出過程を取り上げるものである。まず初めに特集との関係を述べておきたい。満洲開拓の歴史について、二〇一二年には阿智村に満蒙開拓平和記念館が設立され、来年に戦後七〇周年を控えることも重なってか、幅広い関心が寄せられている。そうしたなかで、満洲開拓の歴史を戦後の経緯も含めて捉えようとする見方が相当定着してきているように思われる。一九八四年に刊行された『長野県満州開拓史 総編』において、すでにその一章が引揚げと戦後生活に割り振っていたとはいえ、歴史研究においては長きにわたって、戦前と戦後との区分がそのまま叙述上

の区分に反映し、⁽¹⁾満洲移民の戦後史について本格的な検討は及んでもこなかった。⁽²⁾一九八〇年代以後、それまでの区分を超える新たな視野での研究が取り組まれ、今日では、一般向けの書籍においても満洲開拓の問題を戦後まで含めて記述し、テレビドラマや、長野県立歴史館の企画展においても同じ枠組みに基づく構成が示されている。⁽³⁾満洲開拓の歴史を戦後も含めて捉える動向は、いまや一般化しつつあるといってよい。本誌に掲載された島崎友美の論文は、こうした関心に下伊那地域の事例によって応える研究であつた。

かかる動向と共に通しているのは、満洲移民の戦後を考える重要な要素として戦後開拓が位置づけられている点である。しかし、戦後開拓については、初期の緊急開拓期における無謀というべき大量入植（とその後の支援不足）を指し

て「棄民」政策と評価される一方で、例えば長野県内でも野辺山開拓地（南佐久）が一九六三年に朝日農業賞を受賞したように、開拓者の努力を基礎に、近代化を目指した農業政策のもとで大生産地が形成されている面をどのように評価するか、現在に至るまで共通理解が形成されているとは言い難い。⁽⁴⁾また、既存の長野県の戦後開拓に関する叙述では十分に満洲開拓とのつながりが押さえられているとは言い難い。⁽⁵⁾開拓に携わった一人一人の人びとの視点からする戦後開拓の地域史的研究は、単に満洲開拓を総体として理解するためだけではなく、我々が戦後という時代を捉えるためにも重要な課題なのである。

二 戦後開拓研究の展開

戦後開拓を対象とする歴史研究は近年急速に進展している。一九九〇年代の蘭信三による満洲開拓と戦後開拓といふ二つの開拓の過程を一つの開拓団に即して俎上に載せた業績は先駆的なものとして現在でも重要であるが、最近の長野県内を事例としたものに限っても、先の島崎の論文に加えて一つの村に着目し引揚者の経済状況と入植との結びつきを仔細に検討した青木健、新たに形成された開拓地についてオーラルヒストリーと共同研究の手法でまとめ上げた森武麿、軍用地としての接收に抗した社会運動史として浅間山の事例を分析した松田圭介の成果が注目される。⁽⁶⁾ま

た、道場親信が引揚げから戦後開拓への流れを「難民経験」という視座から繋ぎあわせ、その戦後史における意味について注意を促したことは戦後開拓という対象への関心を高めた点で無視できない。現在ではそうした提起を踏まえて、戦後開拓の研究を「農民政策」という観点から当時の農政全体のなかに詳細に位置づけた伊藤淳史、農村と人の移動をテーマに戦時期の疎開から戦後開拓への接続、引揚開拓農民の再入植を構造的に捉えることを試みた安岡健一の業績により、個別事例を通じて農政の動向と接続して把握するための基盤が形成されつつある。⁽⁸⁾以上、先駆的なものと直近の成果に限って研究を挙げたが、この他にも後に一部を紹介するように、個別モノグラフを加えれば多くの研究が生み出されている。

三 分村に着目する意味

以上の成果に学び、本稿では満洲開拓から戦後開拓へのつながりを考察する上で、特に県外への「分村」に着目したい。戦後の分村移民はとくに県外への入植において採用された形態である。全体の戸数から言えば、県内入植と県外入植では県内入植の方が件数が多い（一九五八年までに県内入植は四一八四戸、県外は一九五九戸となつた）。にもかわらず、あえて取り上げるのは、第一に、分村政策は満洲移民史研究において最も重要な視されてきた主題であること、そ

れが転じてあたかも分村が満洲開拓固有の問題であるかのように認識されている現状への批判である。戦後の分村政策は一部の例外を除きほとんど認識されてこなかつた。戦後の海外分村政策について言及した安岡も、それを構造政策の一環として言及していたが、敗戦直後の分村については分析していない。⁽¹⁰⁾確かに、戦前の満洲移民とも、戦後海外移民とも異なり、国レベルの政策としては分村政策が掲げられていないため、戦後開拓における分村は把握しにくい対象であった。それだけに、それぞれの時代における分村に関する研究を進めることで、私たちの満洲開拓理解もより厚みを増すであろう。第二に、いま現在の課題として、東日本大震災以後に論じられている「仮のまち」政策に典型的にみられるような、個人単位の移動ではなくコミュニティそのものを移動させつつ「再建」しようとする試みへの関心がある。言うまでもなく「仮のまち」構想は戦前以来取り組まれた各種の「分村」政策の延長線上にありはない。だが、そこで議論されている場所と共同性の関係についても通じるところもある。第三に、消極的な理由であるが、長野県全体における初期の県内開拓計画及び実態が把握しにくいことがある。一例をあげれば、『長野県農地改革史』で言及されている「開拓五カ年計画」は約一六〇〇戸の新規入植を目標とした基本方針であると見受けら

第一章 戦後開拓行政の展開

一 国

本章では戦後開拓の展開過程について、国—県—郡（町村）の構造に沿って確認する。本稿の議論が主に県—郡を対象としていることから、国の動きについては必要最小限にとどめたい。

戦後開拓政策は、戦前の「内地」開拓と戦時末期の帰農政策という文脈の上に、一九四五年一一月の「緊急開拓事業実施要領」の閣議決定に基づき食糧増産と失業人口対策のため五年間で一五五万町歩の開拓と、一〇〇万戸の入植を目標とする誇大な政策として開始された。緊急開拓期には大量の入植が行われ、一九六五年までに約二一万戸が新

規入植している。しかし、定住に必要な計画や支援を欠いていたことから後には約四割にあたる約八五〇〇戸が離農する結果となつた。開拓法は省内で検討されたようであるがついに国会に上程されず、法的基盤が脆弱な開拓者たちの生は不安定な状態に置かれて続けた。数十万人の定住をめぐる政策が、閣議決定や次官決定といった行政措置で処理された事実は重い。開拓局を通じて支出された国庫からの補助は少額ではなかつたが、数多くの開拓農家に対応するためには到底十分ではなく、開拓者たちは當農基盤の未形成に苦しむケースが多いまま、一九七〇年代には一般農政に統合され、政策としての戦後開拓は終結する。

引揚げた満洲開拓農民の定着方法として、戦後開拓は重要な受け皿となるが、近年の研究が明らかにしていくように、「外地」に滞在した一般邦人の總引揚げは当初から確定していたことではなかつた。それは、一九四六年年初頭に、米本国での政策の変化に基づいて初めて可能となつた。⁽¹⁴⁾日本政府は、緊急開拓事業実施要領を定めた段階では、在外邦人の「現地定着方針」をなお維持していたのであり、引揚げた満洲開拓農民の再入植は後に付加された課題である。引揚者定着について、当初は送出した村内の各種施設を活用する通達もなされていたが、それが不可能と判明したのか、緊急開拓政策を活用した村外への送出という方針へ

と推移していった経緯がある。⁽¹⁵⁾そしてここに軍の解体・軍用地の解放と農地改革というインパクトが重なつた。満洲開拓から戦後開拓への流れは決して自明でも自然でもなく、急速に変転する國際情勢、とりわけ米国の政策変化を基軸とする、幾重もの決定の積み重ねによることをまずは確認しておきたい。

二 県

戦後開拓は間違なく「国策」であった。しかし、新憲法の制定と地方自治制の確立により日本の行政制度が抜本的に変革されるなかで国策の意味もあり方も大きく変わる。他の政策と同様、戦後開拓において各都道府県に割り当てられた役割は無視できない。ここでは戦後開拓を所掌する長野県の行政組織の変遷および県の計画のなかで示された開拓方針について確認してゆきたい。

長野県における満洲開拓の事務は敗戦直前まで県内政部拓務課と經濟第一部農政課とに分割して所管されていたが、一九四五年に分村に関する事務が農政課から拓務課に移管され、行政一元化が図られた。⁽¹⁶⁾その後、拓務課は廃止されるが、一九四六年二月には經濟部の所管のもとで集団帰農者への補助制度が設けられ、三月には開拓事務所が小海（南佐久）、御代田（北佐久）、富士里（上水内）に設置される。⁽¹⁷⁾四月には經濟部に開拓一課、開拓二課が設置された。戦後

帰農対策をはじめ新規入植に関する事務は開拓一課で所管され、開拓二課には土地改良など耕地関係の事務が割り当てられた。⁽¹⁸⁾この後、六月には「緊急開拓事業補助要項」が発表される。⁽²⁰⁾この部局編制からも当時は開拓が非常に重視

されていたことがわかるが、農地改革が課題として急浮上するのに伴って、農地に関する事務が著しく拡大し、一九四六年一月には農地課・耕地課・開拓課の三課からなる農地部が設置されることになる。その後、農地部は後に農地経済部に名前を変えるものの、一九六〇年に改組され農地経済部農地開拓課になるまで開拓課は長く維持される。

開拓計画に、引揚者の再入植が一九四六年を通じて組み込まれていくのは県でも同様であった。知事の諮詢機関として「長野県帰還者受入対策委員会」が一九四五年九月一日という早い段階で設置され、その後、四六年七月に知事を本部長とする「引揚者援護連絡本部」設置が決まり、定着地援護に関する連絡調整を行うものとされているが、実態は不明である。⁽²²⁾長野県の場合、県外入植について大きな役割を果たすことになったのは市町村である。一九四七年に、県外入植に関する補助について規定が定められる

（「県外開拓入植者送出母体補助要項」「開拓者県外送出連絡協議会補助要項」）。県外入植の補助にあたっては、移住先の県との交渉にあたる費用の最大八割を補助するというもので

ある。交渉の主体として町村を据える形にしたのは、次の報道のような、県同士の調整不足に由来する紛争が発生したからだと思われる。

昨年（一九四六年）九月下旬伊那郡下の引揚者二十五戸を第一次先遣隊として「山梨県」西八代郡上九一色村の富士山麓開拓團に送り込んだが、拓地における食糧の欠配が相次いだうえ、同地開拓團の土地分割方法に不公平ありとして憤慨した先遣隊は打揃って旧臘帰郷してしまった。（信濃毎日新聞）一九四七年一月一〇日、傍点は引用者

配給制の下、人口の管理は行政にとって、非常に鋭敏にならざるを得ない課題であった。記事の様な事態を回避するために、長野県と受入県とが交渉するのではなく、あくまで送出元の市町村と受入県が交渉し、それを県が補助するところなのである。

「長野県振興三ヶ年計画」（一九四八年）は包括的な県政の課題をまとめたものであるが、その中で開拓も食糧政策の一環として位置づけられている。入植奨励として、県内については四五〇〇戸を「海外引揚者及び農家の子弟を積極的に奨励して入植」させ、県外入植については一五〇〇

戸を「送出母体を編成強化」して送出するとして、その対応を区分している。⁽²⁵⁾一九四八年の一月に下伊那では「県外入植座談会」が開催されているが、そこで県から提示されているのは「分村・職域等に依る集団送出として開拓熱の旺盛な地方に重点をおいて募集することを原則とする」と、元満洲開拓関係者の再入植希望者を積極的に協力させること等である。⁽²⁶⁾これらは単に自発性に任されていたのではなく、送出戸数の割り当てすらなされていた。

一九五〇年前後になると、農地改革終了後の課題として土地改良が浮上し、農林省の開拓局も廃止された。同時に、農村人口問題は敗戦直後の失業人口対策から「次・三男対策」へと遷移していった。⁽²⁷⁾一九五二年になると、県の方針として「農家二、三男を主対象とした分村計画による入植を強力に推し進める」とした通達が出されている。⁽²⁸⁾

三 下伊那郡下の市町村

(1) 入植戸数

次に、敗戦直後の実態として下伊那郡の事例を取り上げてみたい。下伊那郡は満洲移民の送出において、全国的に見ても、また長野県内においても突出していた地域であることは周知のとおりである。そのため、引揚げと定着は切実な問題であった。一九四五年九月には「開拓関係村協議会」として会議を開いているが、この頃は送出にあたって

ているものの、具体的な指導には乏しいと言うのが郡レベルの行政の状態であった。その後、国では一九四六年中に外務省管理局において「満洲開拓民善後処理要綱」が定められ、「主として国内緊急開拓」に向かわせる方針が確立しているが、それと並行するよう県でも遅くとも一月までに、地方事務所に開拓適地の調査選定と入植者の選考事務が割り当てられ、一九四七年になると各種補助も整えられてゆく。こうして一九四六年度の後半には、町村で分村が取り組まれる制度的基盤が整つたと推察される。

次に、下伊那郡から県外への入植戸数を確認してみよう。表1からは、傾向として一九五五年まで入植が続いていること、郡内へは一九四八年までに事實上新規入植は頭打ちとなり、その後の入植は県外を基本としていたこと、県外の合計は一九五五年には一〇〇〇戸を超えていたようであることがわかる。⁽²⁹⁾ただし、資料によって単純に送出者数を記している場合と、確認できない場合が混在している。實際は、一九五五年以後も新規県外入植は継続していたことにならぬ。戦後の県外送出において、下伊那郡は非常に高い割合はさらに多くなると思われる。県全体では一九五八年までの県外入植戸数が一九五九戸とされているから、下伊那郡が約一〇〇〇戸と考えるならば、若干の時期のズレがあるにせよ半数以上が下伊那郡から送出されていたことになる。戦後の県外送出において、下伊那郡は非常に高い割合

開拓団が契約した負債の処理や残留家族の援護が問題となつており、引揚後の定着対策までは議論されていない。その後複数回の会合を経て、一〇月下旬には満洲分村を送り出された一部の村と地方事務所の代表が外務省へ陳情を行っている。一月には開拓団の「終戦後の対策委員会」が開催

されるが、「帰國の如何もわからない」ため何も決まらないことが地域の対応に影響していることが見てとれる。引揚げの本格化を控えた三月一五日、飯田の開拓会館を農林省の関係者が訪れ、満洲引揚者の入植地問題について懇談し、用地取得の困難性が伝えられている。⁽³⁰⁾翌週には引揚げを担当する外務省管理局から関係者が飯田を訪れている。複数の開拓団関係者と同席し懇談を持っているが、その席で、国の力は弱いので、極力村で暖かく迎えるようにしてほしいとの要望が伝えられたという。⁽³¹⁾この頃、地方事務所から「宮崎県開拓増産隊」の公募や、商工省内に設置される臨時帰農指導班に開拓経験者を勧誘する通知がなされており、一部には入植先を調査したり、個別に帰農の斡旋などはし

を占め、その比率は満洲開拓期におけるそれ（二割強）をはるかに上回っている。

そこで確認しておきたのは、下伊那郡からの戦前の満洲移民数約八四〇〇人との対比である。

表1 下伊那郡における戦後開拓戸数(単位戸)

年度	郡内	県外	合計
1948	243	428	671
1950	262	611	873
1955	260	1000超	1300超

資料：下伊那開拓三周年記念事業実施委員会『下伊那に於ける開拓急務』(1948年)、下伊那五周年記念誌(1950年)、『下伊那開拓十年史稿』(1955年)、澤文庫、飯田市中央図書館蔵

戸数しか判明しない戦後入植者についてみれば、戸数と人數の関係が判明する一九四八年の数値からは一戸当たり二人であつたから、少なく見積もつても郡内・県外併せて三〇〇〇人弱が戦後開拓の道を選んだことになる。⁽³²⁾戦前、一五年間にわたる八四〇〇人(全県の約五%にあたる)の開拓者と、戦後一〇〇年ににおける三〇〇〇人の開拓者たちの歴史が存在する。後者は前者の単なる後日談としてではなく、固有の意義を持つ存在として検討されたうえで、総合されることを要請しているだろう。

(2) 送出主体

次に送出の主体を検討する。とくに県外への送出は「母体」を補助するかたちで送出するとされており、その区分は重要である。従来の研究では、戦後の入植において自賛会や緊急開拓者後援会が重要な役割を果たしてきたとされ

るが、実態はどうだろうか。表2に示したところによると、確かに各地への送出件数みると自興会が「母体」となるものが過半を占める。その一方で送出された戸数の比率をみれば、自興会二七・五%、緊急開拓者後援会四・九%、その他すなわち町村主体となつたものが六七・五%であり、人數面で見れば町村が主体となつているもののが多数を占める。送出した戸数の比率のみから各主体の関与の深さが計測し得るわけではないだろうが、市町村の役割が重要だったことは明らかであろう。

町村を主体とするものうち、分村に区分されるのは七事例のうち四事例であるとされる（上郷は併せて一事例と計算）。各町村史を確認した結果、

表2 下伊那郡における戦後開拓県外入植先および送出主体一覧（1948年度まで）

県名	開拓団名	入植予定戸数（戸）	既送出戸数（戸）	送出主体
宮崎	赤石	6	6	緊急開拓者後援会
宮崎	共栄	10	10	緊急開拓者後援会
宮崎	新生	5	5	緊急開拓者後援会
静岡	西富士長野	130	130	大下条村（現阿南町）
山梨	富士ヶ峰	100	62	泰阜村
北海道	植坂長野	75	37	千代村（現飯田市）
神奈川	光	19	19	飯田市
福島	松島共栄	10	6	自興会
福島	西郷	2	2	自興会
千葉	勝田	6	6	自興会
茨城	松島	15	12	自興会
茨城	新宮第二	8	8	自興会
茨城	堅倉	20	20	自興会
茨城	都和第二	10	6	自興会
茨城	吾妻原	12	12	自興会
茨城	長野開拓団	9	6	自興会
茨城	川和田村第二報徳組合	0	6	自興会
茨城	第一開拓団農組合	16	13	自興会
茨城	笠置開拓組合	0	5	自興会
岩手	上郷	100	20	上郷村（現飯田市）
岩手	上郷	30	10	上郷村（現飯田市）
岩手	長野開拓団	70	15	自興会
熊本	長野開拓団	50	2	富草村（現阿南町）
愛知	基地農場（開拓指導所）	0	7	旦開村（現阿南町）
合計		703	425	

資料：下伊那開拓三周年記念事業実施委員会『下伊那に於ける開拓事業の概況』1948年及び阿南町誌編纂委員会編『阿南町誌 下巻』阿南町、1987年、旧上郷村文書、泰阜村誌編さん委員会編『泰阜村誌 下巻』泰阜村役場総務課、1984年より筆著作成

注：送出主体で下線を付したものは分村移民

分村形態をとったのは表において下線を付した大下条、泰阜、上郷、旦開である。この他、伍和村が一九五七年に新農村建設画に基づき熊本県八代干拓に分村入植している。

千代村も分村を行うことを決議したとされる。⁽⁴⁵⁾未だよく知られていない分村のケースがあることは確からしい。このほか、災害に起因する集団移動もあるが、一旦除外する。⁽⁴⁶⁾ここでは、村を送出主体とする分村移民が、下伊那における戦後開拓において決して例外ではなかつたことを共有したい。

第二章 上郷村岩手分村の展開

一 上郷村岩手分村の位置づけ

それでは、戦後分村移民はいかにして送出されたのだろうか。本章では、個別事例として上郷村（現飯田市）から岩手県滝沢村への分村（以下、上郷分村）送出過程について検討したい。上郷分村は、すでに先行研究で解明されたよう、入植者の大半が満洲引揚者であり、「難民経験」を経た引揚者たちがいかに故国での再定住をしていったか考

べる上で、非常に貴重な事例である。それに加えて、戦後初期の下伊那における分村事例の四つのうちの一つであること、上郷村側の原資料（岩手分村計画並びに開拓関係図『岩手入植者家族会書類』）および分村送出を担当した役場職員宮沢香久一氏の資料）が新たに確認されたことがある。村の資料は、もともと町誌を編纂する過程でも参照されていたようだが、この度改めて資料整理の過程で存在が確認された。

分村過程の調査や議事について記録されている同資料により、特に資料が散逸しがちである一九四六年～四七年の動向を確かめたい。この確認を通じて、全体としては無計画だった緊急開拓と、その中での上郷分村との対比が可能になる。

上郷分村については、下伊那側と岩手側それぞれに研究・調査が存在する。下伊那側には先に見た一九七八年に刊行された町誌である『上郷史』があり、それに加えて、『飯田市歴史研究所年報』に掲載された森武麿・齊藤俊江・向山敦子による調査報告や、上郷自治振興センターの発行物がある。岩手側でも『岩手山麓開拓史』（岩手県滝沢村発行）をはじめとする開拓史に加えて、オーラルヒストリーの方法に基づき各移民の職業経歴の形成のあり方に着目した高瀬雅弘の研究がある。⁽⁴⁷⁾

二 分村の送出過程

上郷村は、天竜川西岸に位置し、五つの区からなる村である。農業集落の数は農業センサスによると二三である。村有林である野底山が村行政にとって大きな役割を果たす一方で織物業や染織業も盛んでいた。農家戸数は全体の約半分で、ほぼすべての農家が養蚕を営んでいる。絹織物の製造場は一九三〇年代に二〇〇を超えていた。一九三一年には六三〇だった農家戸数は一九四〇年に七三一戸へ急増する。⁽⁴⁸⁾戦前期には人口の五%に相当する満洲開拓民を送

出した。敗戦後、一九四九年には七〇三戸まで減少しているものの、農業センサスによると、一九五〇年に七五七戸に増加した農家戸数は一九六〇年にはさらに七七三戸へ増加、一九六五年に七五三戸になり、ようやく一九五〇年の水準まで戻った。高度成長の結果として都市による過度な人口吸収を誰も想定していない段階では、農家戸数の増加傾向と土地の狭小化は二〇世紀中ごろの上郷村にとって、解決しなければならない問題として位置付けられていた。

分村計画のはじまりは、一九四六年一月三〇日である。この日、村委会協議会において、全員の賛同によって「極力之〔⁽¹⁾分村〕に向って責任以て進む事」が決定された。⁽⁵⁰⁾ 村會議員に加えて、打合せには学校長、農業会長、男女青年会長、婦人会長が加わり、さらに農民組合も参加した。決定過程には議会だけでなく、多くの自立的な村の団体が関与していることが注目される。

記録された引揚者代表の発言によると、七月当初から満洲引揚者たちが開拓を希望していたようだが、「村に於て真剣に応援なき限り入植希望者なしと思ふ」とも付け加えられている。上郷における分村は確かに満洲引揚者対策だった。分村することが決まると直ちに一二月に茨城県へ視察を行い、帰途に農林省へ陳情を行っている。この時の開拓局入植課との折衝の場で、大日向村が入植を予定していた

が変更になってしまった岩手県内の用地があると示唆を得る。この情報を得るとただちに、候補地に向けて翌年一月には視察団を派遣している。分村が、村にとって焦眉の課題として位置付けられている様子がうかがわれる。一月下旬から二月にかけて、雪が深く、吹雪の中の視察であったにも関わらず、岩手県側と交渉した結果、入植を推進することとなつた。⁽⁵¹⁾

ただし、この過程も円滑に進んだわけではない。四月の先遣隊入植を見越して三月七日に役場で入植説明会を実施する通知を村内に出した翌日、岩手県から、予定している地区の解放が来年度中は困難であるとの通知が届く。⁽⁵²⁾ 即座に岩手県に督促を行うものの返事はなく、三月下旬まで決定は持ち越された。再度、村内で議論が交わされる中で、村全体での負担が必要なことから村民の半数程度が反対するのではないかとの懸念も示され、議事録には「議論百出」と記されている。しかし、共有山等により財源を確保し、出来得るだけ居住条件も整えることを決定した上で、改めて村内に先遣隊の募集が告知されたのである。率直な懸念が表明され、繰り返し議論の俎上にあげられている点も、戦前との相違であろう。

この後、村では入植者の詮衡を行い、五月には先遣隊が入植し、上郷開拓農事実行組合を組織した。統いて本隊が

三次にわたって出発するが、それと並行して基盤となる物資の準備が整えられる。先遣隊の送出に先んじて、農林省、経済安定本部の関係各方面に必要物資を調達するための連絡を行うなど、入念な事務作業を抜きにして、開拓に必要な準備は整わなかつた。目を引くのは、開拓者用の共同住宅（六戸建アパート式）二棟分は上郷村森林組合製材工場により資材が提供され、上郷村の大工により工事が請負われて完成するなど、村の資源と人材を徹底して活用している点である（建具等の建築のためには大工が岩手へ派遣された）。

さらに營農の基礎となる種苗用の甘藷三六〇貫（二三五〇⁽⁵³⁾）も上郷から岩手に送られているが、これも県の許可を得なければならぬほど食糧事情であった。⁽⁵⁴⁾ この他、家族招致分の列車運賃割引票の獲得など、敗戦直後の統制時代だけに手続きは極めて煩雑で多岐にわたつた。

最終的に、先遣隊が家族を迎えるために、年末に帰村した時期にあわせて、村長の呼びかけで送別会が催された。当初、一本木は一〇〇戸の入植が予定されていたが、実際にはそれほど入植することはできず、追加の用地が必要とされていた。最初に候補とされていた竜が森開拓地の代替地として、新たに三〇戸が入植可能な柳沢開拓地が近隣に確保されたのは一九四八年七月、拓務担当者が三か月にわたりて現地に滞在し交渉した結果であった。これら一連の

三 分村と母村の関係

分村と母村と関係が維持されるための基盤として注目したいのは、入植と並行して組織された血縁者の団体＝家族会である。最初期には村委会の責任で農業会から資金の

借り入れが行われていたが、一九四九年四月に結成された家族会は、現地への慰問や入植二年目以後の融資をはじめ、来村する岩手県職員の接待など、重要な役割を果たしている。行事の後には宴会を催し、持ち寄りの肴と五平餅を食べ、「岩手分村万歳」で締めくくっているのは、長く続く村の様式なのだろう。

一九四九年にはいわゆる安定恐慌によって農村全般に「金つまり」の状態が訪れるが、困難な状況のなかで、最も費用が集中される必要がある入植初期の開拓者たちを支えたのは村と家族であった。「どうしても何とかしてやらねばならない」——家族会の議事録には家族たちの強い願いが記録されている。開拓當農資金は、家族会会員等から集められ、開拓組合が一時的に借り入れ、助成金を獲得次第返還するという手続きをとった。必要な時に必要な資金を得ることが極めて困難だった開拓當農が、當農施設や電気など生活基盤を確立してゆくうえで、家族会は非常に重要な意味を持った。上郷村の資金確保の事例は県の自興会からも「勧奨し得る好例」と評価され、詳細について照会がなされている。⁽⁶⁰⁾すべての金銭管理は前述の宮澤香久一の拓務主任が担つた。この頃、開拓團幹部等による開拓資金の流用は、全国レベルの団体も含めて、他の事例でもしばしば問題化されていた点を考えれば、上郷分村の成功を支

えた要素の一つに、高い職員倫理が存在したことも挙げておいてよいだろう。

村や家族会と上郷分村は絶えず円満で一枚岩だったわけではない。小さな諍いなどはおそらく数多くあっただろうが、最大のものは一九五〇年、入植三年目に惹起された、共同經營か独立經營かをめぐって分村と母村とのあいだに緊張が高まった事例である。年明けの一月二日、一本木先遣隊一同名義で、それまでの共同經營を解体し「個人經營」「半共同經營」「純共同經營」の三つに組合を再編し、財産を分配する旨宣言した書簡が村長に届いたことがその発端である。開拓團長が上郷に帰省しているあいだに、突如として残ったメンバーが經營体制移行を伝えてきたことに對し、母村側の反発は大きかった。一月六日には「報告では納得できぬ 各組の代表至急來い」と打電された。併せて記録されている「家族会の決定事項」には「一、母村に対し責任ある連絡機関を確立すること。二、事業遂行に当り開拓の精神を忘れ事業に対して責任を持たざる自由は認めない。三、但し、自主権は侵害しない。」と記されている。⁽⁶¹⁾「岩手県上郷開拓農業協同組合綱領目的」も記載されている。岩手県上郷開拓農業協同組合綱領目的北原龟二村長以下家族会会員が署名押印した文章では、開拓團への批判は更に強まっている。分村の目的である綱領が提示され、さらに共同經營の重要性の認識、人的資源

の活用、指導性の確立が厳命され、「以上の主意目的を逸脱せるものは分村民たるの資格を失ひ凡の権利を放棄せるものと見なす」とまで書かれている。その後の会議録を見限り、とりわけ北原村長の共同經營へのこだわりは強い。戦後の変革の過程で、農業の共同化は、とりわけ社会主義的な理想を抱く人に強く支持された方向性であったが、この上郷でもそうであった。村や家族会の側は強力に共同經營の維持を求めていたようであるが、実際には一九五一年に一本木が、一九五二年には柳沢も個別經營に移行してゆく。⁽⁶²⁾

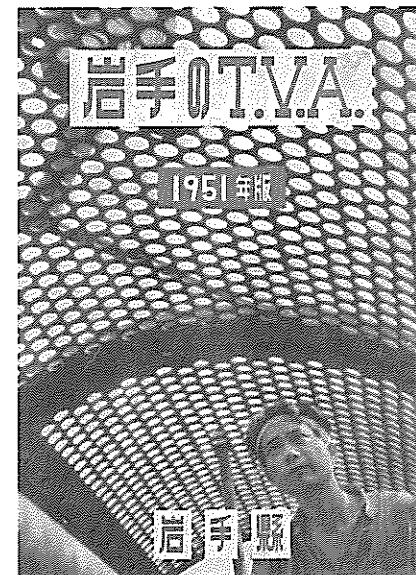
このように、経営体制をめぐる対立があったとはいっても、家族会はその後も支援を継続している。その後村長が変わるととも、絶えず母村と上郷分村のあいだでの交流は続いた。とくに、用地交渉や村の側での資金問題を担当した拓務主任との交流はその死後においても遺族に引き継がれる程、強い絆となっていた。

四 新たなつながり

分村と母村としての関係は維持されていたが、滝沢村側の新たな変化も考慮しなければならない。一九四八年に、岩手山麓地帯は、国営総合開発地区に指定される。一九四九年初頭には、二〇〇〇名の開拓者を受け入れた一大開拓地区になっている。とはいっても、大半は岩手県内からの入植

者であったことから、県外入植者は苦労することも少なくなかつたと思われる。近年復刻され、再評価の気運が高まっている岩手県国民健康保険団体連合会が発行した『岩手の保健』でも、岩手県内の開拓地における貧困はしばしば取り上げられている。それに加えて、引揚者への冷たいまなざしが存在したことも誌面から見て取れるからである。⁽⁶³⁾しかし、上郷分村は県外からの入植者としてただ孤立していたわけではない。『岩手山麓開拓適正規模面積確保の農林省岩手主務牧場用地一部開放に関する陳情書』は、一本木北部・中部・南部および狼久保地区一八開拓組合による共同で作成されたものである。そこに添付されている「岩手山麓東麓開拓計画書」には、この地区全体としての農業計画が記されており、個別開拓地を越えた「地域」としての展望が示されている。その後、国営の岩手山麓開拓建設事業として認定され、北上川特定地域開発計画の一環となり、この地区の重要性はさらに増した。一九五一年に発行された『岩手のT・V・A』(図、岩手県総務部文書広報課発行)でも、この岩手山麓地帯が言及されている。国

開拓計画も位置付けられた。その実現に際しては、上郷分村の移民たちという、異なる由来を持つ、岩手にしてみれば「他所者」も関わっていたのである。その後も、ほとん



図『岩手のT.V.A.』表紙

ど戸数を減らすことなく上郷分村は維持されてゆく。第一章でみたように多くが離農せざるを得なかつた戦後開拓にして、特異である。その過程では、個々の開拓者たちの努力があつたが、同時に基礎的な準備についても村が積極的に取り組んだ事実が存在する。かかる努力によつてこそ、新たな越境的な共同性が形成されてきたのである。

終わりに 一 定住に向けた模索の歴史—

下伊那郡においては戦後の長野県からの県外送出開拓移民のうち、半数を占めるほどの開拓民が送出されていた。そしてそこでは村を主体とした分村移民形態が多くの比重

を占めていた。戦後初期から開拓事務所が設置されるほどの大規模な開拓候補地（旧軍用地等）を有した県内他地域と、郡内での用地確保が困難だった下伊那郡との違いはこうした差を生む一因であるだろう。しかし、同時に本稿では充分展開することができなかつたが、戦後の海外移民送出においては、下伊那地域は一貫して「不振」地区であるとされ、海外移民を県が強く推奨した時期においても、国語は、下伊那においても静かに共有されていたのではないかだろうか。海外移民については県内の他地区の事例には分村移民などを行つていた点は注意すべきであろう。

引揚げてきた満洲開拓農民の「二度と海を越えまい」といふ言葉は、下伊那においても静かに共有されていたのではないかだろうか。海外移民については県内の他地区の事例には分村移民などを行つていた点は注意すべきであろう。

本稿で上郷分村の事例から改めて浮かびあがつたのは、村の持つ二面性である。国家における開拓民送出の根拠は食糧増産と失業人口対策、次三男対策、構造改善と移り変わつとも、その中心には生産力の増大が不動の位置を占めている。行政としての村はそうした国の政策の末端として個々人びとに對峙する場合がある。戦後開拓三周年に際して、開拓者支援団体が、開拓労働者を表彰しているが、満洲開拓送出に尽力したこと等を以て表彰理由としたことは、無残な結果に終わった満洲開拓への関与という自らの過去を美化し、苦難の道を歩んだ開拓者たちの過去についても、それが時代の中で社会的諸関係に規定されつつも、自らの意志で生き、土地に根付くことを目指しているように見える。

本稿は「言うまでもなく多くの課題を残している。その最大は県レベルでの総合性に欠けている点である。郡にして一四、地方事務所にして一〇が県内にあるうちのわずか一つを取り上げ検討したに過ぎない。県—地方事務所—町村のラインの検証についても不十分な点を多く残している。かつて『長野県満州開拓史 総編』に掲げられた「長野県近代史の中に移民史を位置づけ評価する」という課題は本稿にとって余りに遠い。今後、各地の成果に学びながらわ

て沈黙させるものではなかつたか。^{〔6〕}

しかしその一方で、緊急開拓期に準備も整わないままの入植が実施され、大量の離農者を出しているなかで、稀有な成功につながつた上郷分村という事例を支えたのも、村の持つ力であつた。帝国の秩序が崩壊するなかで土地から引きはがされ混乱の中に投げ出された人びとにとつて、この場合村の力が生き延びるために不可欠だった。かかる支援は同時に、共同体の成員としての厳しい規律を求められるものであったことも本稿で一部見ることが出来た。人びとは、国家の政策や集団の中で一人一人が状況を解釈し、話し合い試行錯誤を試みた。開拓地に留まる存在も、離れる存在も、それぞれが時代の中で社会的諸関係に規定されつつも、自らの意志で生き、土地に根付くことを目指しているように見える。

本稿は「言うまでもなく多くの課題を残している。その最大は県レベルでの総合性に欠けている点である。郡にして一四、地方事務所にして一〇が県内にあるうちのわずか一つを取り上げ検討したに過ぎない。県—地方事務所—町村のラインの検証についても不十分な点を多く残している。かつて『長野県満州開拓史 総編』に掲げられた「長野県近代史の中に移民史を位置づけ評価する」という課題は本稿にとって余りに遠い。今後、各地の成果に学びながらわ

ずかでも総合に向けて進んでゆく必要がある。

県内各地の研究と移動先各地の研究を総合し、越境的な地域の姿を描き出すことを今後の展望としておきたい。人と人、場所と場所のつながりを見据えてこそ、「自己」完結しない生きられた地域の歴史を捉えることができると私は思う。

註1 長野県開拓自興会満州開拓史刊行会編『長野県満州開拓史 総編』長野県開拓自興会満州開拓史刊行会、一九八四年、第五章「引揚開拓民の援護と更生」。

2 一般向けの書籍として飯田市歴史研究所編『満州移民』年、飯田下伊那からのメッセージ』現代史料出版、二〇〇七年、テレビドラマは日本放送協会『開拓者たち』二〇一二年、企画展は『長野県の満州移民』二つの大日向をたどる』二〇一三年。

3 岩崎友美『満洲移民の戦後史—長野県飯田下伊那地域を事例に』『信濃』六五巻三号、二〇一三年。

4 野辺山開拓については現状についても様々な研究が取り組まれている。とくに外国人農業労働者に焦点をあてた飯田悠哉の研究「外国人技能実習生の「経験」を対象化するための一考察」崔博憲編『地域社会における在日外国人の多様化とネットワーク変容に関する実証的研究』GCOEワーキングペーパー次世代研究98、京都大学グローバルCOE「親密圈と公共圈の再編成をめざすアジア拠点」、二

○三年は重要である。

- 5 長野県農地改革史編纂委員会『長野県農地改革史』下巻、
長野県、一九六〇年の第四部「未墾地の解放と開拓事業」
を参照。
- 6 蘭信三『「満州移民」の歴史社会学』行路社、一九九四年。
- 7 青木健「外地引揚者収容と戦後開拓農民の送出」長野県
下伊那郡伊賀良村の事例」『社会経済史学』七七巻二号、
二〇一一年。森武麿編『戦後開拓—長野県下伊那郡増野
年。松田圭介「一九五〇年代の反基地闘争とナショナリズム』『年報日本現代史』一二号、二〇〇七年。
- 8 道場親信「新しい難民 戦後開拓と農民闘争」『現代思
想』三〇巻一三号、二〇〇二年。伊藤淳史『日本農民政策
史論—開拓・移民・教育訓練』京都大学学術出版会、二〇
一三年。安岡健一『「他者」たちの農業史』京都大学学術
出版会、二〇一四年。
- 9 長野県開拓課『長野県開拓事業の概要』一九五八年、四
頁。
- 10 前掲『「他者」たちの農業史』、第五章「土地に根付こう
とする人びと」を参照。
- 11 コミュニティ研究会『魅力あるコミュニティづくりのヒ
ント』復興庁ウェブサイト、二〇一四年。二〇一四年八月
一八日確認。
- 12 前掲『長野県農地改革史』下巻、二八三一一八四頁。

- 13 営みとしての戦後開拓は今日も持続しており、その様子
を全国開拓振興協会発行の『開拓情報』などから知ること
ができる。下伊那地区の開拓政策の統合にあたっての記録
として北原喜代治「上・下伊那の戦後開拓終結処理の思い
出」長野県開拓四十周年記念誌編集委員会『拓友』長野県
開拓四十周年記念誌編集委員会、一九八九年。
- 14 加藤聖文「大日本帝国の崩壊・復員」慶應義塾大学出版会、
田弘編『大日本帝国の崩壊・復員』慶應義塾大学出版会、
二〇一二年。
- 15 前掲『「他者」たちの農業史』一八四一一八五頁。
- 16 「信濃開拓時報」一号、一九四五年。
- 17 「集団帰農者就農補助金交付に関する件通牒」『長野県報』
（四六・二・一八）。
- 18 「長野県開拓事務所規程左の通定む」『長野県報』（四六・
三・二五）。翌年、諏訪市にも設置（同四七・一・四）。
- 19 長野県『長野県職員録』一九四六年、五頁。
- 20 『長野県報』（四六・六・一〇）。
- 21 この段落に示した行政組織の変遷については長野県総務
部文書学事課『長野県の行政組織』長野県総務部文書学事
課、一九六八年を参照した。
- 22 『長野県報』（四五・九・三）。
- 23 この年に長野県では「海外引揚者援護実施計画」、五月
には「海外引揚同胞援護要領」が定められたとされるが原
典を確認できなかつた。ご教示を請いたい。
- 24 もちろん県が交渉に関与しなかつたわけでは全くない。
前掲『長野県農地改革史』下巻、二八三一一八四頁。

- 長野県開拓課で県外入植に関わった当事者の手記として霜
田當雄『選歴隨想』私家版、一九七一年、六〇一六五頁。
- 当時県レベルでは食糧の供出と配給をめぐる他県との交渉
が大きな課題となっていたと推察される。
- 25 長野原『長野県振興三ヶ年計画』一九四八年、一七頁。
- 26 開拓課「県外入植促進について」（四八・一・八）『昭和
二十四年 開拓関係綴』千代支所文書。
- 27 「入植進捗状況」前掲『昭和二十四年 開拓関係綴』所
収。
- 28 下伊那地方事務所長より各村長、各農業委員会長宛「農
家二、三家の分村計画について」『開拓一件綴』一九五二
年二月一〇日、伊賀良支所文書（〇一一〇〇九）。
- 29 胡桃沢盛「九月十八日（火曜）」『胡桃沢盛日記』六巻、
胡桃沢盛日記刊行会、二〇一三年、一三三頁。胡桃沢は下
伊那郡河野村の村長。
- 30 胡桃沢盛「十月二十四日（水曜）」前掲『胡桃沢盛日記』
六巻、一四一一四二頁。そこでも「開拓民は此の儘現地
に止るや、帰國するや知れざる」旨を伝えられている。
- 31 胡桃沢盛「十一月六日（火曜）」前掲『胡桃沢盛日記』
六巻、一四五頁。
- 32 一月二十五日に地方事務所の主催で「在満同胞救援運動
に関する懇談会」が開催され（『拓務に関する書類綴』座
光寺支所文書『産業20』所收）、下伊那在満同胞救援促進
会が結成される。
- 33 長野県飯田市下伊那郡在満鮮同胞救援促進会「促進会結

- 34 胡桃沢盛「三月十五日（金曜）」前掲『胡桃沢盛日記』
六巻、一九四頁。
- 35 胡桃沢盛「三月二十一日（木曜）」前掲『胡桃沢盛日記』
六巻、一九六頁。名前が記されている管理局の和栗博は大
東亜省にて満洲移民の送出を担当したのち、外務省管理局
を経て農林省開拓局へと異動した、戦前・戦後の開拓に深
く関与した人物。
- 36 下伊那地方事務所長から各村長宛「宮崎県開拓増産隊募
集に関する件」四六・三・一九（前掲『拓務に関する書類
綴』）。五月には郡内の二九名が増産隊としてリスト化され
ている（『宮崎県開拓増産隊に関する件』四六・五・一六、
同前所収）。
- 37 下伊那地方事務所から各村長宛「国内農業開拓指導者推
薦方に関する件」四六・四・九（前掲『拓務に関する書類
綴』）。
- 38 前掲『「他者」たちの農業史』一八四頁。
- 39 『長野県報』（四六・一一・二五）。敗戦直後に地方事務
所の所掌事務に戦後帰農対策が加えられている（『長野県
開拓時報』（四五・九・三））。
- 40 一九五〇年の数値は離農者の戸数を除いている。県外入
植への転換を示す資料として、下伊那緊急開拓者後援会が
発行した機関紙『開拓』（一九五一年）。伊賀良村農業委員

会『開拓一件綴』伊賀良支所文書【〇一一〇〇九】所収。

注四〇も参照。

41 平均値は『下伊那に於ける開拓事業の概況』、一二、八一頁より算出。単身世帯が多いため、平均世帯員数を大きく下回る。県全体の開拓地の数値を見ると平均三・三人である。長野県、長野県開拓協会『長野県開拓事業の概要』

一九五一年、二二頁の一九四八年の数値から計算。

42 表の数値は一九四八年までの送出戸数であり、この時点までの離農者を含んでいない。大下条（現阿南町）では、一三一名が入植し、四七年六月までに三一名が退団したとのことである。阿南町誌編纂委員会『阿南町誌』下巻、阿南町、一九八七年、六三五頁。

43 大下条村から西富士への分村については、森武麿、齊藤俊江、向山敦子「調査報告 戦後西富士長野開拓団調査報告」『飯田市歴史研究所年報』五号、二〇〇七年および前掲『満州移民―飯田下伊那からのメッセージ』の第五章（森武麿執筆）を参照。鍋田千拓への入植は、旦開村（現阿南町）が母体となっている。森武麿、齊藤俊江、向山敦子「調査報告 戦後愛知県鍋田千拓調査報告」『飯田市歴史研究所年報』八号、二〇一〇年。山梨県の富士ヶ峰分村については、泰阜村誌編さん委員会編『泰阜村誌』下巻、泰阜村役場総務課、一九八四年、七〇六頁には「送出長野県の名において行うも泰阜村が村を挙げての分村送出する」と定めた「開拓団援護要項」が収録されている。

44 阿智村誌編集委員会編『阿智村誌』下巻、阿智村誌刊行所歴史研究所所蔵）所収。

50 「茨城県其他開拓入植に関する件」『岩手分村計画並びに開拓関係綱』（以下、「岩手分村綱」）上郷支所文書。

51 「満洲引揚者入植地視察要録」『岩手分村綱』所収。

52 「岩手県下入植地視察及折衝報告書」『岩手分村綱』所収。視察調査費は県の規定の満額である八割補助が請求された。

53 「調査費補助申請書」『岩手分村綱』所収。

54 上郷村森林組合製材工場「岩手県開拓團住宅材並ニ建具材精算書」『岩手分村綱』所収。

55 上郷開拓実行組合長桑原虎雄から林虎雄知事宛「主要食糧県外移出許可申請書」『岩手分村綱』所収。一月にはさらに六〇〇貫が移送された。

56 「復命書（二月八日岩手出張に関する）」『岩手分村綱』所収。

57 上郷村長「岩手分村送別会の件」一九四七年一二月九日付『岩手分村綱』所収。

58 岩手県農地部長から長野県農地部長宛「入植予定地区の開放方依頼に関する回答」『岩手分村綱』所収。

59 他の地域からの入植もあつたようである。中山林園編『富士見分村満洲開拓誌』富士見村拓友会、一九五四年、三二八頁。

60 上郷村「分村開拓地状況」『岩手入植者家族会書類』（以下、「家族会」）所収。

委員会、一九八四年、五六八六頁。

45 「陳情書」（五三・八・一）『昭和二十八年度 開拓関係綱』千代支所文書は、千代村の議会で分村決議があり希望者があることを記している。

46 上村でも「二八災」の後に集団での移住がある。一九五〇一六年の自然災害と開発のなかで移住を求められた人びとの動きとどのように関連づけるか難しい課題である。

47 森武麿、齊藤俊江、向山敦子「調査報告 戰後岩手上郷分村調査報告」『飯田市歴史研究所年報』六号、二〇〇八年、『広報かみさと』七二号、二〇一三年三月、五日。

48 高崎雅弘「戦後開拓地のオーラルヒストリー（2）―岩手県上郷分村開拓における若者たちの職業経歴の再構築過程―」『弘前大学教育学部紀要』一〇七号、二〇一二年。

岩手県側では県全体の戦後開拓について多くの刊行物が出版されているが、今回十分に検討できていない。今後の課題である。

49 下伊那郡上郷村役場「長野県下伊那郡上郷村勢一覧表（昭和七年四月調べ）」、『上郷村勢一覧』一九四〇年、『上郷村勢要覧』一九五二年いずれも、『上郷村勢要覧』（飯田

66 岩手県滝沢村「岩手山麓開拓史」一九八二年、七五頁では、共同経営の解体と個別経営への移行について、一九四九年に上郷開拓に視察に来たG.H.Qの天然資源局スタッフによる強い指導の結果であるとしている。この点については上郷村とのやり取りのなかでは確認できず、今後の課題である。

67 齊藤らによる聞き取りを参考。前掲「調査報告 戰後岩手上郷分村調査報告」。

68 例えば、大牟羅良「帰らなかつた子ども」『岩手の保健』三一号、一九五三年。儀間成一「青年の手記（三）」『岩手の保健』二八号、一九五三年は、開拓地の貧しさや、引揚

